

自治体名	制度運用の開始時期	制度の根拠	事業名 実施年度 内容	無作為抽出者数	登録者数	無作為抽出者の条件	無作為抽出の頻度	依頼方法及び登録方法	経費	取組みの効果	取組みの課題
東京都 三鷹市	平成22年 6月	三鷹市自治基本条例 三鷹市市民会議 審議会等公募委員の募集 及び選任に関する要綱		1,200人 (直近の実績)	100人	市内在住の18歳以上の方	2年に1回	郵送で依頼文を発送し、郵送で返信	郵便料 封入に係る時間 額職員報酬 2日分	市政に参加していただく機会の少なかった市民をはじめ、広くさまざまな方の意見を聴く機会を設けることができた。	審議会委員等の女性委員の割合50%と目標設定しているが、女性の市民公募委員希望者の割合を増やす手法を検討することが課題である。
東京都 武蔵村山市	令和元年 10月	武蔵村山市附属機関等における公募委員の募集に関する要綱 武蔵村山市附属機関等における公募委員選定要領	各課における審議会等の委員の選任に合わせて随時公募委員候補者名簿を貸与し、各課において委員就任依頼を行っている。	2,500人	91人	18歳以上の市民	2年に1回	郵送で依頼文を発送し、同封の返信用封筒で同意書を返信	消耗品費 印刷製本費 郵送料	審議会等の委員の公募において、より多様な市民の意見を市政に反映させるため、令和元年10月に導入し、令和5年1月末現在、22の審議会等において延べ48人が公募委員として参画している。また、その審議会等の分野も幅広く、計画の策定や計画の進捗状況の審議、行政評価など多岐にわたっており、制度の導入当初に期待していた「幅広い人材を求め、かつ、多様な意見を市政に反映すること」について、おおむね期待どおりの成果が得られていると考えている。	おおむね期待どおりの成果が得られており、運用上の課題も特段ないものと考えている。
千葉県 八千代市	令和4年 3月	八千代市審議会等委員候補者公募制度実施要綱	八千代市市民活動協議会 令和4年10月実施	1,000人	80人以上	本市の住民基本台帳に記録されている者で候補者として登録しようとする年度の4月1日における年齢が満18歳以上の者	4年に1回の予定	郵送で案内文を発送し、郵送で返信	返信用封筒代 郵送料	現制度導入以前は、審議会等の委員を選任する場合、公募による選考を実施しておたが、その公募方法においては、応募者の不足や固定化といった課題が生じていた。しかし、現制度導入以降は、年齢や性別など、公募委員の多様化が見られ、若者世代の登録や制度周知につながった。	・名簿及び簡易な応募の動機等の情報で選考を行うため、一般公募における選考と比べて情報が少ない。 ・現在は80名以上の方に登録していただいているが、次回以降の無作為抽出の際にどのくらいの人数が名簿登録を希望するかわからない。 ・希望分野に多少の偏りが見られる。
朝霞市	平成24年 7月	朝霞市審議会等の公募委員の募集及び選任に関する要綱	公募委員候補者登録依頼 令和5年1月実施 ※従来の附属機関の公募委員の募集と併用	1,500人	115人	18歳～75歳の男女	1年に1回	郵送で依頼文を発送し、返信用封筒で同意書を返信	消耗品費（封筒） 郵送料	・審議会等の委員を年齢、性別等の偏りの無い名簿から依頼することができる。 ・委員候補者への登録を依頼する際、興味のある分野を伺うことで、個別の審議会に応募するほどではないが、市政に興味があるという市民に対して、改めて市政に参加する機会を提供できる。	・公募委員候補者として登録いただいたものの、委員依頼をする際に連絡がつかない場合があること。 ・年代により、登録者数に偏りがあること。 ・無作為抽出では市職員や市議会議員など公募委員名簿に登録しない人も抽出されるため、無作為抽出後に職員がデータを加工する必要があること。
東京都 国分寺市	平成30年 4月	国分寺市附属機関等の公募委員候補者の無作為抽出による登録制度実施要綱	無作為抽出による「参加と協働」促進事業 令和4年5月実施	800人		18歳以上	2年に1回	郵送で依頼文を発送し、返信用封筒で返信	消耗品費（宛名ラベルシール） 印刷製本費（封筒） 郵送料	幅広い市民の意見が市政運営に反映できる。	無作為抽出による取組の課題ではないが、今後、市民参加型合意形成プラットフォームなどのデジタル技術を活用することで、より多くの市民参加を促したいと考えている。
小金井市	平成15年 6月	市民参加条例	市民参加推進会議 令和4年9月実施	60人		10代～30代 合計60件	2年に1回	返信用封筒で返信	郵送料	公募委員の参加割合の低い年代・性別の方を登用できる。	公募を実施している全課に実施できていない。
静岡県 富士市	平成29年 4月	富士市審議会等の公募委員候補者登録制度実施要綱	令和4年4月1日時点で、33の附属機関等において公募委員枠を設定している。	令和3年度まで1,000人、令和4年度から2,000人		年代、性別ごとに人数を調整（附属機関等の委員構成において不足しがちな若年層や女性をやや多めに抽出）	1年に1回	郵送で依頼文及び同意書を発送し、返信用封筒で回答	郵送料	市民の市政参加の促進、附属機関等の公平性及び透明性の確保につながっている。	候補者名簿への登録期間を2年（延長可）としているが、登録期間内に附属機関等の委員への就任依頼を一度も行えない方がいる。
生駒市	平成25年 4月	生駒市自治基本条例 生駒市公募市民等無作為抽出型登録制度実施要綱	生駒市総合計画審議会、生駒市行政改革推進委員会、生駒市防災会議、生駒市環境審議会 ほか	3,000人	277人	18歳以上の者	2年に1回	郵便で依頼文を発送し、登録申込書を記載の上返送いただいています。	郵送料	従来の公募市民の制度では、年齢や性別に偏りがあり、また、特定の市民の方が重複して公募市民として登用されることがあったが、本制度を導入し、これまで市政参加の機会が少なかった市民の市政参加を促進している。	・3,000人への登録依頼に対して、登録者の数が少ないことが課題です。 ※回答日時点の登録者数：277人 ・附属機関等の審議内容によっては専門性が高いものもあるため、公募市民の参加が難しいことがある。